

平成 27 年度 建築物解体工事等における環境調査結果

【概 要】

県が所管する区域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く区域）において、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づく届出が行われた特定粉じん排出等作業のうち、大規模解体工事等について作業基準の遵守状況等を確認するため、工事現場の周辺で大気中のアスベスト濃度を測定した。

【調査結果】

平成 27 年度は、7 件の調査を実施した。このうち 1 件でアスベスト製品の製造・加工工場に対する基準の 10 本/リットルを超える濃度のアスベストが検出されたことから、作業の中止等を指示するとともに、緊急点検と原因究明を指導した。

このほか、集じん・排気装置*の適正稼働の確認のために排気口付近でも調査を併せて実施し、調査結果に応じて必要な指導を行った。

表 平成27年度アスベスト環境調査結果

No.	建築物所在地	建築物延べ面積 (㎡)	アスベスト使用面積 (㎡)	測定日	測定結果 (本/リットル) ※1				
					建築物等周辺			(参考) 集じん・排気装置排気口	
					位相差顕微鏡※2		電子顕微鏡	位相差顕微鏡	電子顕微鏡
					総繊維数濃度		※3 アスベスト繊維数濃度 最大値 (総繊維数濃度)		
最大値	最小値								
1	小田原市浜町	1,302	920	7月17日	2.1	0.34	0.73未満(1.4)	9.9	0.73未満(0.73)
2	箱根町強羅※5	503	1,473	9月14日	1.1	0.11	0.73未満(2.9)	9.7	19(22)
3	箱根町強羅	503	1,473	9月16日	2.4	0.34	0.73未満(0.76)	0.34	—
4	厚木市中町	2,157	1,385	10月8日	1.0	0.45	—	1.8	0.73未満(0.76)
5	寒川町一之宮	9,405	1,489	10月9日	2.3	0.45	0.73(4.4)	1.5	0.73(0.73)
6	大和市上和田	9,722	1,234	11月9日	21	2.7	0.73(4.4)	14	0.73未満(4.4)
7	厚木市水引	2,685	1,639	3月17日	20	0.11未満	11(11)	62	35(37)

* 解体工事等の作業場から外部にアスベストが飛散しないよう、場内の気圧を外部に対して低く保つために排気を行う装置。集じんして清浄化した空気を排気する。

※1 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」(環境省)に基づき測定を実施しました。

- ・ 位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
- ・ 位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットルを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。

※2 複数箇所採取した試料を位相差顕微鏡で測定した結果の最大値及び最小値を示しています。

※3 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度の最大値が確認された箇所(全ての箇所で検出下限値未満の場合は、分析走査電子顕微鏡で測定した総繊維数濃度の最大値が確認された箇所)の結果を示しています。(括弧内は同じ箇所の総繊維数濃度の結果です。)

なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットル以下の場合、※1に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「—」と表示しています。

※4 分析走査電子顕微鏡で測定したアスベスト繊維数濃度を示しています。(括弧内は総繊維数濃度の結果です。)

なお、位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/リットル以下の場合、※1に示すとおり電子顕微鏡法による測定の必要がないため、結果は「—」と表示しています。(位相差顕微鏡法の測定結果も「—」となっているものは測定箇所として選定していないものです。)

※5 試料採取時間中に排風口出口での簡易測定により粉じんが検出されたため、集じん機のフィルター交換等を行いました。